

小牧市内部統制基本方針

人口減少や少子高齢化社会の進展など、市政を取り巻く環境が大きく変化する中で、行政サービスを安定的、継続的、効率的かつ効果的に提供していく行政体制を確立するため、地方公共団体において内部統制制度の導入が求められています。

内部統制制度は、住民福祉の増進という組織目的の達成を阻害する要因（リスク）を識別し、及び評価してその対応策を講じることにより、適正な事務の執行を確保する体制の整備をより一層求めるものです。

小牧市では、より一層適正な事務の執行を確保する体制の整備を図るため、地方自治法第150条第2項の規定に基づき、組織的な取組の方向性を示すものとして基本方針を策定しました。今後、この方針に基づき、全庁的に内部統制体制の適切な整備及び運用の確保を図るとともに、職員一人ひとりがより適正な事務の執行に取り組めます。

1 内部統制の目的

（1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務上のリスクを適切にコントロールし、組織として一定の水準を保ちつつ、滞りなく業務を遂行する体制を整備することで、業務の効率的かつ効果的な遂行を確保します。

（2）報告の信頼性の確保

財務等に関わる業務が適切な手続で実施されているかを確認することで、報告の信頼性を確保します。

（3）業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守し、適正な業務の執行を確保します。

（4）資産の保全

有形又は無形の資産の取得、使用及び処分が適切な手続で実施されているかを確認することで、適正な資産の保全を確保します。

2 内部統制の対象とする事務

財務及び情報管理に関する事務

3 内部統制の推進体制

市長を最高責任者とし、内部統制体制の整備及び運用を推進します。

4 内部統制の評価及び見直し

内部統制の取組は、毎年度内部統制評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上で、議会に提出します。また、必要に応じて、この基本方針及び具体的な取組を見直します。

令和 8 年 4 月 1 日
小牧市長 天 野 正 基